

全ト協発第480号(適・輸)
平成27年1月8日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 星野 良三



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
並びに

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局安全政策課長、同貨物課長並びに同整備課長より通達がありましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても、本趣旨をご理解いただくとともに、傘下会員への周知方等よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<通達の概要>

① 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

道路法第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正され、平成27年1月1日より、同封の別紙のとおり施行されます。

この改正に伴い、新設された条文(第5条の2)における文言「適切な指導及び監督」について、その内容が以下のとおり定義されました。

- ・事業者は、道路法第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行禁止を徹底すること。
- ・事業者は、道路法第47条の2第1項に規定する許可[※いわゆる特殊車両通行許可]の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反を防止すること。

② 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

上記①のとおり新設された条文(第5条の2)に違反した場合の行政処分の日車数が、初違反10日車、再違反20日車と決められ、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用されることとなりました。

◇本件問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会

輸送事業部 tel 03-3354-1038

適正化事業部 tel 03-3354-1067





写

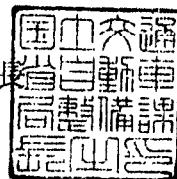
国自安第203号の2
国自貨第 61号の2
国自整第291号の2
平成26年12月25日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。



写

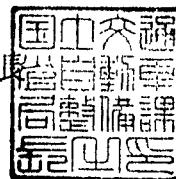
国自安第203号の2
国自貨第 61号の2
国自整第291号の2
平成26年12月25日

全国貨物自動車運送適正化事業
実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局整備課



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

別添

国自安第203号
国自貨第61号
国自整第291号
平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第91号）の公布を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国靈柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

| 新 | | 旧 | |
|------|-------------|------|-------------|
| | | | |
| | 国自総第 510号 | | 国自総第 510号 |
| | 国自貨第 118号 | | 国自貨第 118号 |
| | 国自整第 211号 | | 国自整第 211号 |
| | 平成15年 3月10日 | | 平成15年 3月10日 |
| 一部改正 | 国自総第 330号 | 一部改正 | 国自総第 330号 |
| | 国自貨第 94号 | | 国自貨第 94号 |
| | 国自整第 96号 | | 国自整第 96号 |
| | 平成18年10月27日 | | 平成18年10月27日 |
| 一部改正 | 国自総第 588号 | 一部改正 | 国自総第 588号 |
| | 国自貨第 165号 | | 国自貨第 165号 |
| | 国自整第 180号 | | 国自整第 180号 |
| | 平成19年 3月30日 | | 平成19年 3月30日 |
| 一部改正 | 国自安第 55号 | 一部改正 | 国自安第 55号 |
| | 国自貨第 73号 | | 国自貨第 73号 |
| | 国自整第 48号 | | 国自整第 48号 |
| | 平成21年 9月28日 | | 平成21年 9月28日 |
| 一部改正 | 国自安第 119号 | 一部改正 | 国自安第 119号 |
| | 国自貨第 116号 | | 国自貨第 116号 |
| | 国自整第 93号 | | 国自整第 93号 |
| | 平成21年11月20日 | | 平成21年11月20日 |
| 一部改正 | 国自安第 9号 | 一部改正 | 国自安第 9号 |
| | 国自貨第 12号 | | 国自貨第 12号 |
| | 国自整第 7号 | | 国自整第 7号 |
| | 平成22年 4月28日 | | 平成22年 4月28日 |
| 一部改正 | 国自安第 169号 | 一部改正 | 国自安第 169号 |
| | 国自貨第 140号 | | 国自貨第 140号 |
| | 国自整第 144号 | | 国自整第 144号 |
| | 平成23年 3月31日 | | 平成23年 3月31日 |
| 一部改正 | 国自安第 77号 | 一部改正 | 国自安第 77号 |
| | 国自貨第 82号 | | 国自貨第 82号 |
| | 国自整第 148号 | | 国自整第 148号 |
| | 平成24年 4月16日 | | 平成24年 4月16日 |
| 一部改正 | 国自安第 32号 | 一部改正 | 国自安第 32号 |
| | 国自貨第 11号 | | 国自貨第 11号 |
| | 国自整第 35号 | | 国自整第 35号 |

平成25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成26年12月25日

平成25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成26年 3月 4日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け賃技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け賃技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第5条 (略)

第5条の2 通行の禁止又は制限等違反の防止

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のために行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月2日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号)

改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

(別紙1)～(別添) (略)

記

第2条の2～第5条 (略)

(新設)

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

(新設)

(別紙1)～(別添) (略)

写

国自安第204号の2
国自貨第 62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

写

国自安第204号の2
国自貨第62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

全国貨物自動車運送適正化事業
実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第204号
国自貨第62号
国自整第292号
平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行わせたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国靈柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 <u>一部改正 平成26年12月25日</u> | 国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 |
| 各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長 | 各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長 |
| 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長 | 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長 |
| 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について | 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について |

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月25日 国自安第204号、国自貨第62号、
国自整第292号)

- 1 この通達は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。)に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

| 新 | | | | | 旧 | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|-------|------|--|-----|----------------|-----|-------|-----|-----|
| 別表 違 反 行 為 | | 基準日車等 | | | 措 考 | 別表 違 反 行 為 | | 基準日車等 | | 措 考 |
| 適用条項 | 事 項 | 初違反 | 再違反 | | | 適用条項 | 事 項 | 初違反 | 再違反 | |
| 法第17条第3項 安全規則第5条の2 | 限度超過車両の通行、乗合等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢 | 10日車 | 20日車 | | | 法第17条第3項 新設 | 新設 | 新設 | 新設 | |

平成 26 年 12 月 1 日
自動車局安全政策課

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

貨物自動車運送事業による輸送の安全を確保するため、下記について「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

記

1. 背景

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）の成立により、改正された道路法において、道路の保全の観点から、限度超過車両を繰り返し通行させている者等に対する監督強化が図られたところ。

今般、貨物自動車運送事業の輸送の安全確保の観点から、限度超過車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

国土交通省では、平成23年11月より、「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付け対象の拡大等について、学識経験者や業界団体等の意見も踏まえながら検討を重ねてきたところ。

今般、現行、運行記録計の装着が義務付けられている車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラック等に加え、車両総重量7トン以上8トン未満又は最大積載量4トン以上5トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論が平成26年3月に得られたことから、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

貨物自動車運送事業者等の遵守事項として、道路法第四十七条の規定等に違反する事業用自動車による運行の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならないこと等を新たに追加する。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大する。

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成26年12月1日

施 行： (1) 平成27年1月1日

(2) 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日（その他の車両）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 黒崎、河野 ((1) 関係)

岩本、鯖戸 ((2) 関係)

電話 03-5253-8111 (内線 41624) 03-5253-8566 (直通) FAX 03-5253-1636

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

| | 現行 | 改正 |
|--|----|----|
| （通行の禁止又は制限等違反の防止） | | |
| 第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。 | | |
| 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。 | | |
| 二 道路法第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に關し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。 | | |
| （運行記録計による記録） | | |
| 第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 | | |
| 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車 | | |
| 二・三 （略） | | |
| （運行管理者の業務） | | |
| 第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 | | |
| 一・七 （略） | | |
| 七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を | | |
| （運行管理者の業務） | | |
| 第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 | | |
| 一・七 （略） | | |
| （新設） | | |
| 第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 | | |
| 一 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車 | | |
| 二・三 （略） | | |
| （運行管理者の業務） | | |
| 第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 | | |
| 一・七 （略） | | |

2 八 行うこと。
4 十七
(略) (略)

2 八
4 十七
(略) (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(運行記録計による記録に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する日前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた事業用自動車に係るこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第一号の規定の適用については、平成二十九年三月三十日までの間は、なお従前の例による。